

平成20年10月15日判決言渡し 同日原本交付 裁判所書記官

平成19年(行ウ)第6号 損害賠償請求命令請求事件

口頭弁論終結日 平成20年8月20日

判 決

奈良市

原 告

奈良市

原 告

奈良市

原 告

上記3名訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同訴訟復代理人弁護士

奈良市二条大路南1丁目1番1号

被 告

上記訴訟代理人弁護士

峯 田 勝 次

相 良 博 美

石 川 量 堂

島 由 美 子

三 村 英 子

高 橋 和 宏

奈 良 市 長

藤 原 昭

田 中 幹 夫

主 文

- 1 被告は、別表1の番号1ないし31記載の各相手方に対し、同表の「認容額」欄記載の各金員を請求せよ。
- 2 原告らのその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを10分し、その3を原告らの、その余を被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、別表2の「落札者（相手方）」欄記載の番号1ないし31記載の各相手方に対し、同表の「損害額」欄記載の各金員を請求せよ。

第2 事案の概要

本件は、奈良市内に住所を有する原告らが、奈良市公共工事に関する制限付き一般競争入札において、入札業者間で談合が行われたために奈良市が損害を被ったとして、被告に対し、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、上記各入札業者に対する損害賠償を請求するよう求めた住民訴訟の事案である。

なお、被告は、上記各入札業者に対し、同法242条の2第7項に基づき、訴訟告知をした。

1 争いのない事実

(1) 制限付き一般競争入札の実施と請負契約の締結等

奈良市は、別表2の番号欄1ないし31記載の各公共工事（以下、一括している場合は「本件各工事」といい、個別にいう場合は、同表の番号に従い、「本件工事1」などという。）につき、その施工のために制限付き一般競争入札を実施したところ、それぞれ、同表の「落札額」欄記載の各金額で同表の「落札者（相手方）」欄記載の各業者（以下「相手方」という。）が落札し、奈良市と各業者との間で各請負契約が締結された。

本件各工事はいずれも完了し、奈良市は、各相手方に対し、別表2の「契約額」欄記載の各請負代金を全額支払った。

(2) 刑事裁判で認定された談合の事実

奈良地方裁判所は、被告人中川小百美（中川建設代表者）に係る談合被告事件（同裁判所平成18年(わ)第537号）の判決（平成19年2月26日宣告）において、大要、以下の事実を認定した。

平成18年9月12日、奈良市が第10号市営住宅建替工事（A-12工

区) (以下「A-12工区工事」という。) 施工のために実施した制限付き一般競争入札において、同入札に参加した14業者(岩本建設, 株式会社澤田組, 株式会社澤田工務店, 三条建設, 相和建設株式会社, 株式会社都祁建設, 株式会社常建設, 中川建設, ナック建設株式会社, 株式会社松石工務店, 有限会社丸長, 株式会社南浦, 吉正建設, 吉美建設株式会社)は共謀の上, 入札の公正な価格を害する目的をもって, 奈良市庁西棟1階入札控室において, 当選業者を3業者とするくじ引きを行い, くじに当選した3業者が公示された予定価格に近い価格である2900万円で入札し, 同3業者以外の入札者は同価格を超える価格で入札する旨の協定をして, 談合を行った。

(3) 住民監査請求等

ア 原告らは, 奈良市監査委員に対し, 平成18年12月28日, 本件各工事を含む32件の土木, 建築等の公共工事につき, 談合によって公正な競争入札が行われなかったため奈良市が損害を被ったとして, その是正を求めて監査請求をした。

イ 奈良市監査委員は, 平成19年2月23日, 上記32件の公共工事に係る各入札のうち, A-12工区工事に係る入札については請求に理由があると認め, 被告に対し, 損害を被ることのないよう必要な措置を講じることがを求める是正勧告を出した。

奈良市監査委員は, その余の工事(本件各工事)に係る各入札に関しても, A-12工区工事に係る入札と同様に疑わしいと思料し, 入札参加者を関係人とした調査を行い, その結果を分析したが, 結果として, 談合の事実があるとの確証は得られなかったとして, 請求を棄却した。

なお, 上記監査結果は, 同月24日, 原告らに送達された。

ウ 原告らは, 同年3月23日, 本件訴えを提起した。

2 争点及び争点についての当事者の主張

(1) 談合の事実の有無

(原告らの主張)

本件各工事に係る各入札は、いずれも、A-12工区工事に係る入札と同様、当該入札に参加した各業者による談合の結果、落札額が決められ、また、落札業者も同一額の入札者のうちの1業者となるよう調整された。

上記のような談合により業者が共同して最低入札価格を決めることは、入札によって発注される商品又は役務の取引に関する競争を制限するものであって、公共入札の制度の実質を失わしめるものであるから、一定の取引分野における競争を制限することになる。よって、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律3条で規定された「不当な取引制限の禁止」に反し違法であって、不法行為を構成する。

したがって、各相手方は、それぞれ、奈良市が被った損失について不法行為責任を負う。

(被告の主張)

上記(原告らの主張)のうち、談合及び調整の事実については不知。各相手方らに不法行為責任が発生する法的構成については認める。

(2) 奈良市の損害額

(原告らの主張)

談合が行われずに公平な競争による入札が行われた場合、予定価格を20%程度下回る金額で落札額が決まるのが通常であるところ、奈良市の場合、A-12工区工事に係る入札における談合の事実が発覚した後、大部分の入札の落札額は最低制限価格と同額となっており、本件各工事についても、仮に談合がなければ、落札額は最低制限価格と同額になっていたはずである。

したがって、本件各工事に係る各入札において談合が行われたことにより奈良市に生じた損害は、実際の落札額から談合がなかった場合に推定される落札額(最低制限価格)を差し引き、これに消費税を加算することにより算出することができる。本件各工事における具体的な損害額は、別表2の「損

害額」欄記載の各金額となる。

(被告の主張)

公正な工事価格が最低制限価格に等しいことを前提として、奈良市の損害額が、最低制限価格と落札額の差であるとする原告らの主張は争う。

理論上は、最低制限価格を下回る入札価格では適正な工事が不可能であるが、業者の都合で、いわゆる「出血受注」も行われるので、必ずしも最低制限価格が公正な工事価格であるとはいえない。なお、本件各工事に係る各入札について、公正な自由競争を前提とする入札が行われれば、複数の業者が最低制限価格と同額で入札し、落札していた可能性は強いが、蓋然性が極めて高いか否かは疑問なしとしない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

争いのない事実に加え、証拠（甲1, 2, 4, 5, 44~68, 70~95, 105の1。なお、枝番のある書証については、特に枝番を示さない限り、すべての枝番を含む。以下同じ。）及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実が認められる。

(1) 奈良市における公共工事入札制度の概要

ア 奈良市では、奈良市契約規則（昭和40年規則第43号）において随意契約の予定価格の限度額が130万円と定められているため、各事業課における工事計画により設計された工事等で金額が130万円を超えるものについては、すべて入札に付されることになる。そして、奈良市では、平成14年11月以降、ほとんどの公共工事について制限付き一般競争入札を採用している。

制限付き一般競争入札に付される公共工事の種別は、土木工事、建築工事、舗装工事、造園工事、管工事、塗装工事、防水工事及び電気工事の8種類である。制限付き一般競争入札は、一定の条件を満たせば誰でも参加

することができる。平成18年度に入札参加申請を行って参加資格を得た業者数は、土木工事555業者、建築工事270業者、舗装工事288業者、造園工事158業者、管工事154業者、塗装工事44業者、防水工事17業者、電気工事48業者の合計1534業者である（なお、一つの業者が複数の工事種別で入札参加資格を得ている場合があり、実質的な業者数は800業者程度である。）。

奈良市は、土木工事及び建築工事の業者につき、県の建設審査会による評点に従ってA～Fの6ランクに分け、更に各ランク内で約15業者を1単位とする区分に分けている。いずれの工事においても、設計金額による発注基準が定められており、ランクによって入札に参加できる工事が異なる。平成18年4月1日に格付が見直され、その際、土木工事については6段階32区分に、建築工事については6段階16区分に分けられた。

また、舗装工事については、上記評点により4段階19区分に、造園工事については4段階4区分に、管工事については3段階5区分に分けられていた。塗装工事、防水工事及び電気工事については、ランクや区分はなく、総合評定値通知書において点数を持つすべての者が入札に参加することができた。

イ 工事の告示は、発注基準とランク別の区分の順番に従い、毎月2回（1日と15日）、当該工事について、工事名、工事場所、予定価格、最低制限価格、ランク、区分、入札日等を告示する方法によって行われた。

開札時、落札者となるべき同一価格の入札者が2業者以上あった場合は、くじ引きで落札者を決定することとされていた。

ウ 上記のとおり、奈良市における入札においては、事前に、予定価格と最低制限価格が公表されていた。ここにいう予定価格とは、設計金額そのものである。また、最低制限価格は、不当なダンピングによる受注等を防ぐために定められた価格であるとともに、一般的に、入札業者が赤字になら

ないように設定された最低金額であるという性質を併せ持つものである。奈良市においては、平成18年4月1日以降、独自に、予定価格の67%、70%、75%、80%、85%という5段階の設定基準を設けて最低制限価格を算出していた。このため、最低制限価格は、常に予定価格を下回っていた。

(2) A-12工区工事に係る入札における談合の方法

A-12工区工事に係る入札における談合は、平成18年9月12日、奈良市庁西棟1階入札控室において、入札に参加した14業者のうち株式会社澤田組（代表取締役澤田照司）が仕切り役となり、以下の方法で行われた。

まず、澤田照司は、あらかじめ奈良市から公表されていた予定価格（2967万2000円）を約2%下回る2900万円を落札金額とすることにし、他の参加業者からその了解を得た。そして、最終的に落札することができる可能性のある業者（以下「チャンピオン業者」という。）を3業者としてくじ引きを行ったところ、チャンピオン業者には、株式会社澤田組、三条建設、株式会社松石工務店が選ばれた。なお、複数の業者がチャンピオン業者に選ばれることにしたのは、業者間の公平を図る必要があること、最初から1業者のみを決めると楽しみがなくなること、最低制限価格でない高値で多数の業者が同額の入札をした場合には奈良市が入札を不調にする可能性があること、談合破りを防止することなどの理由からであった。

その後、株式会社澤田組及び株式会社松石工務店は、上記談合によって決められた2900万円の入札をした。チャンピオン業者になることができなかった11業者は、2900万円より高値で入札するか、入札を辞退した。しかしながら、チャンピオン業者である三条建設が、上記談合の結果に従わず2895万円の入札をしたため、奈良市によるくじ引きが行われることなく、三条建設が落札者となった。

なお、上記の談合の様子は、同年10月22日にテレビ放映され、上記入

札に参加した14業者は競争入札妨害罪により検挙された。

(3) 本件各工事に係る各入札の特徴

本件各工事に係る各入札（入札日：平成18年7月11日～同年10月24日）は、本件工事5に係る入札（指名競争入札）を除いては、すべて制限付き一般競争入札であるところ、本件工事5に係る入札を含め、以下のような特徴が認められる。

ア 本件各工事に係る各入札は、それらすべてにおいて、複数の業者が同額の最低価格により入札している。3業者が同額である入札が21件、4業者が同額である入札が9件、8業者が同額である入札が1件である。

イ 本件各工事に係る各入札において、落札率（落札額（税抜き）を予定価格で除した数値に100を乗じて算出した値）が最も高いものは98.06%、最も低いものは96.55%である。このわずかな差の中に、31件の工事がすべて含まれている。また、A-12工区工事に係る入札を含めて算出した32件の平均落札率は97.56%となる。

(4) 談合発覚後の入札

平成18年11月1日以降に告示された公共工事に係る入札については、複数の業者が最低価格により同額で入札するという事例はなくなり、ほとんどの入札に係る落札額が最低制限価格と同額となった。最低制限価格と同額となった入札の件数は、同年11月は全34件中32件、同年12月は全42件中36件、平成19年1月は全34件中31件、同年2月は全46件中46件、同年3月は全7件中5件であり、これらの期間の合計では全163件中150件であり、割合にして92.02%を占めた。

(5) 平成19年4月1日以降の入札

奈良市は、平成19年4月1日以降、最低制限価格の告示を止め、最低制限価格に代えて最低制限基準価格を告示するように入札制度を改めた。この新しい制度においては、最低制限価格は事前に告示されている最低制限基準

価格の97.0%～99.9%の範囲内で設定され、その具体的な数値は開札の際にくじ引きで決定されることとなった。その結果、くじ引きによって設定された最低制限価格以上の金額で入札した業者の中で最低の金額で入札した業者が工事を落札することになった。逆に、最低金額で入札していたとしても、入札額がくじ引きによって決定した最低制限価格未満となった業者は、当該工事を落札することができなくなった。なお、くじ引きの結果、全入札額が最低制限価格を下回った場合は、くじ引きをやり直して最低制限価格が再設定されることになった。

奈良市においては、平成19年4月1日から平成20年1月11日までの間に、上記方法により291件の入札が行われたが、上記291件についての落札率（落札額（税抜き）を最低制限基準価格で除した数値に100を乗じて算出した値）の平均値は、99.3%であった。

2 争点(1)（談合の事実の有無）について

前記認定事実によると、本件各工事に係る各入札においては、いずれも、入札参加業者のうち3業者ないし8業者が同一額で入札し、しかも、その金額が当該入札の中で最低金額となるという極めて不自然な入札結果となっており、同時期に行われたA-12工区工事に係る入札と同様の方法により談合が行われた蓋然性が高いと推認されること、落札額の予定価格に対する割合（落札率）の平均値は97.56%と異常なほどの高値となっていること、平成18年11月1日以後は、一変して、大多数の入札において最低制限価格と同額で落札されるようになったこと、A-12工区工事に係る入札に参加した複数の業者が、その談合行為の手法は他の入札においても常習的に行われていたものであると供述していること（甲44～63、70～87）を総合すると、本件各工事に係る各入札において談合行為があったと強く推認することができる。

したがって、本件各工事に係る各入札において落札した業者（各相手方）は、それぞれ、奈良市が被った損失について不法行為責任を負う。

3 争点(2) (奈良市の損害額) について

(1) 損害の発生

前判示のとおり、相手方らの上記談合行為は、制限付き一般競争入札（ないし指名競争入札）の直前に、落札金額を申し合わせるとともに、くじ引きによって複数のチャンピオン業者を決めるという方法により落札業者を調整するというものであるが、これは結局、入札に参加する業者間で公正な競争をすることにより落札価格が低下することを防ぎ、ひいては奈良市との契約価格をつり上げて、受注した業者の利益を図るという目的のものである。そして、相手方らは、平成18年10月24日までの間、上記同様の談合行為を継続していたのであり、その間は上記談合行為によって現実に利益を得ていたことが推認され、その一方で、工事を発注した奈良市に対して損害を与えていたことは明らかであるといえる。

(2) 損害額についての判断

ア 一般に、談合行為によって発注者が被った損害とは、談合行為がなければ形成されたであろう落札価格（契約価格）と現実の落札価格（契約価格）との差額であると考えられる。

しかしながら、自由競争が行われた場合の落札価格は、当該工事の種類や特殊性、工事の規模のほか、入札に参加する業者の数や各業者の事業規模、更に入札当時の社会経済情勢、入札が行われた地域の特性など、様々な要因が複雑に影響し合って形成されるものであるから、これを正確に推計することは極めて困難である。そうすると、落札業者が実際に落札した価格と、自由競争によって入札が行われた場合の落札価格との差額として奈良市の損害を推計することもまた極めて困難であるというべきである。

したがって、入札談合における損害は、「損害の性質上その額を立証することが極めて困難であるとき」（民事訴訟法248条）に該当するといわざるを得ない。

イ 以上のような観点から、奈良市が被った損害額について判断する。

原告らは、実際の落札額から談合がなかった場合に推定される落札額（最低制限価格）を差し引き、これに消費税を加算することにより算定すべきであると主張するが、そもそも最低制限価格は、これ以下の価格では適正な内容の工事がされるとは考え難いとされる限度額であり、過当競争の結果、手抜き工事となることを防ぐため、たとえ入札価格が低くてもこれ以下の価格では受注させないとして設定された額にすぎないし、また、実際の落札額が最低制限価格と一致しなかった入札も少ないながらも存在することを併せ考えると、談合がなかった場合の落札価格が、常に最低制限価格と一致するという事はできないというべきである。

しかしながら、前記認定のとおり、奈良市においては、平成18年11月1日から平成19年3月31日までの間に行われた入札については、全163件のうち約9.2%に当たる150件において落札額が最低制限価格と同額となっていたことに加え、最低制限価格に代わって最低制限基準価格が公表されることとなった平成19年4月1日から平成20年1月11日までの間に行われた全291件の入札については、落札率の平均値が99.3%とほぼ100%に近く、最低制限基準価格に近い金額に集中していたという事情が存在するのであり、これらに照らせば、実際の落札額から最低制限価格を差し引き、これに消費税を加算した額が本件の損害額であるとする原告らの主張にもある程度の合理性が認められ、入札価格を形成する諸要因の複雑・多様性を考慮しても、本件における奈良市の損害額は、実際の落札額から最低制限価格を差し引き、これに消費税（5%）を加算した金額の7割を下回ることはないというべきである。

ウ したがって、本件各工事に係る各入札において談合が行われたことによって奈良市が被った損害額は、別表1の「認容額」欄記載の各金額となる。

第4 結論

よって、本訴請求は主文第1項の限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担につき、地方自治法242条の2第11項、行政事件訴訟法43条3項、7条、民事訴訟法61条、64条を適用して、主文のとおり判決する。

奈良地方裁判所民事部

裁判長裁判官 坂 倉 充 信

裁判官 齋 藤 憲 次

裁判官 福 田 敦

(別表1)

	住所又は本店所在地	相手方の氏名・名称 (括弧内は代表者名)	認容額(円)
1	奈良市南庄町795	有限会社小佐建設 (代表取締役 小佐平房)	2,988,510
2	奈良市横井二丁目253-1	吉光建設こと 吉田義光	542,430
3	奈良市杏町299-8	山崎土木こと 山崎 衛	2,460,045
4	奈良市押熊町842-1	林設備工業株式会社 (代表取締役 林弘之)	785,715
5	奈良市古市町1374	大幸建設こと 南浦幸孝	942,270
6	奈良市大慈仙町481-1	奥田石材工業こと 奥田 武	1,807,365
7	奈良市古市町1678-4	國岡建材こと 國岡利也	1,372,980
8	奈良市二条大路南五丁目7-67	義建設こと 松田義朋	542,430
9	奈良市法蓮町986-107	大栄土建工業株式会社 (代表取締役 大木謙三)	3,790,395
10	奈良市法華寺町665	株式会社三企水道工業所 (代表取締役 川崎隆司)	2,710,680
11	奈良市横田町408	タツミ工務店こと 巽 喜光	2,540,895
12	奈良市南永井町11	岡組こと 岡 和昭	1,702,995
13	奈良市来迎寺町49	株式会社都祁建設 (代表取締役 松井一郎)	3,946,950
14	奈良市池田町144-2	橋本建設こと 橋本榮一	2,159,430
15	奈良市横井二丁目248-1-215	吉田組こと 吉田春幸	2,191,035
16	奈良市法華寺町1482-5	田和工務店こと 田和 勉	1,594,215
17	奈良市七条西町二丁目899-1	株式会社ウツミ (代表取締役 小松秀次)	1,091,475
18	奈良市川上町259-2	北道建設こと 北道長雄	2,470,335
19	奈良市中山町84-7	中川興業こと 中川 徹	1,669,185
20	奈良市押熊町2136	株式会社木村建材土木 (代表取締役 木村重孝)	1,237,740
21	奈良市横井二丁目147	株式会社岡田興産 (代表取締役 佐藤亨)	1,250,235
22	奈良市小太郎町19	株式会社米澤組 (代表取締役 米澤榮美子)	1,876,455
23	奈良市八島町226	株式会社宮本土木 (代表取締役 村田貴子)	3,114,930
24	奈良市古市町三丁目1700 第二若草マンション1階	西岡建設こと 西岡幸代	776,895
25	奈良市横井五丁目354-1	岡田土建こと 岡田正美	4,621,680
26	奈良市川上町395-1 第2号市営住宅第5-103号	榊本工務店こと 榊本勝彦	2,082,255
27	奈良市船橋町15-4-201	颯栄建設こと 原 敦夫	1,127,490
28	奈良市今小路町68	株式会社ひのり (代表取締役 河合衛)	2,839,305
29	奈良市横井二丁目156-18	浜本建設こと 濱本秀雄	2,869,440
30	奈良市古市町304-1	北尾造園土木こと 北尾久次	2,092,545
31	奈良市東之阪町2	株式会社堀河設備工業 (代表取締役 堀河政信)	1,533,945

(別表2)

番号	入札日	工事名	予定価格	最低制限価格	落札額	落札者(相手方)	契約日	契約額	損害額
1	H18.7.11	水質改善下水道築造工事(公3)藤原町地内	14,907,000	10,434,000	14,500,000	有限会社小佐建設	H18.7.11	15,225,000	4,269,300
2	H18.7.12	都南中学校給食配膳室整備工事	5,720,000	4,862,000	5,600,000	吉光建設こと吉田義光	H18.7.12	5,880,000	774,900
3	H18.7.13	舗装道補修工事(中登美ヶ丘一丁目地内他登美ヶ丘鹿畑線他)	10,826,000	7,253,000	10,600,000	山崎土木こと山崎衛	H18.7.13	11,130,000	3,514,350
4	H18.7.25	飛鳥中学校給食配膳室整備その他工事	8,860,000	7,531,000	8,600,000	林設備工業株式会社	H18.7.26	9,030,000	1,122,450
5	H18.7.31	旧8号(肘塚)市営住宅解体撤去工事(1工区)	7,135,000	5,708,000	6,990,000	大幸建設こと南浦幸孝	H18.8.1	7,339,500	1,346,100
6	H18.9.8	耐震性貯水槽40m ³ 型設置工事(秋篠町地内)	7,972,000	5,341,000	7,800,000	奥田石材工業こと奥田武	H18.9.12	8,190,000	2,581,950
7	H18.9.8	水質改善下水道築造工事(単11)押熊町地内	6,760,000	4,732,000	6,600,000	國岡建材こと國岡利也	H18.9.8	6,930,000	1,961,400
8	H18.9.8	東消防署庁舎改修工事	6,050,000	5,142,000	5,880,000	義建設こと松田義朋	H18.9.15	6,174,000	774,900
9	H18.9.12	第10号市営住宅建替工事(A-13工区)	28,542,000	22,833,000	27,990,000	大栄土建工業株式会社	H18.9.19	29,389,500	5,414,850
10	H18.9.25	東部第1地区管路施設工事(大柳生)11工区(単独)	13,660,000	9,562,000	13,250,000	株式会社三企水道工業所	H18.10.2	13,912,500	3,872,400
11	H.18.9.25	東部第1地区管路施設工事(西狭川)10工区(単独)	12,490,000	8,743,000	12,200,000	タツミ工務店こと巽喜光	H18.9.26	12,810,000	3,629,850
12	H18.9.25	水質改善下水道築造工事(単16)法華寺町地内	8,334,000	5,833,000	8,150,000	岡組こと岡和昭	H18.9.25	8,557,500	2,432,850
13	H18.9.26	水質改善下水道築造工事(枝6)七条一丁目地内	23,907,000	17,930,000	23,300,000	株式会社都府建設	H18.9.26	24,465,000	5,638,500
14	H18.10.10	水質改善下水道築造工事(特単4)今市町地内	10,660,000	7,462,000	10,400,000	橋本建設こと橋本榮一	H18.10.10	10,920,000	3,084,900
15	H18.10.10	東部第2-1地区管路施設工事(興ヶ原)8工区	10,870,000	7,609,000	10,590,000	吉田組こと吉田春幸	H18.10.10	11,119,500	3,130,050
16	H18.10.10	道路新設工事(法蓮町地内仮称法蓮南北線)	7,830,000	5,481,000	7,650,000	田和工務店こと田和勉	H18.10.10	8,032,500	2,277,450
17	H18.10.11	京西中学校プール改修その他工事	11,900,000	10,115,000	11,600,000	株式会社ウツミ	H18.10.16	12,180,000	1,559,250
18	H18.10.23	河川改修工事(和田町地内矢田原川)	11,103,000	7,439,000	10,800,000	北道建設こと北道長雄	H18.10.23	11,340,000	3,529,050
19	H18.10.23	道路改良工事(大和田町地内西部第717号線)	8,185,000	5,729,000	8,000,000	中川興業こと中川徹	H18.10.23	8,400,000	2,384,550
20	H18.10.24	交通安全施設整備工事(古市町地内南部第297号線)	6,309,000	4,416,000	6,100,000	株式会社木村建材土木	H18.10.24	6,405,000	1,768,200
21	H18.10.24	河川改修工事(水間町地内打滝川支流)	5,521,000	3,699,000	5,400,000	株式会社岡田興産	H18.10.24	5,670,000	1,786,050
22	H18.7.11	道路修繕工事(中筋町地内北部第457号線)	9,197,000	6,437,000	8,990,000	株式会社米澤組	H18.7.18	9,439,500	2,680,650
23	H18.7.25	鶴舞小学校グラウンド・法面改修工事	15,161,000	10,612,000	14,850,000	株式会社宮本土木	H18.7.26	15,592,500	4,449,900
24	H18.7.25	伏見中学校屋内運動場付帯施設増築工事	8,310,000	7,063,000	8,120,000	西岡建設こと西岡幸代	H18.7.26	8,526,000	1,109,850
25	H18.8.9	道路改良工事(針ヶ別所町地内のぼり線)	27,617,000	20,712,000	27,000,000	岡田土建こと岡田正美	H18.8.9	28,350,000	6,602,400
26	H18.9.25	道路改良工事(田原春日野町地内東部第283号線)	10,239,000	7,167,000	10,000,000	樹本工務店こと樹本勝彦	H18.9.25	10,500,000	2,974,650
27	H18.10.10	道路改良工事(西狭川町地内東部第114号線)	5,524,000	3,866,000	5,400,000	堀榮建設こと原敬夫	H18.10.10	5,670,000	1,610,700
28	H18.10.23	河川改修工事(若菜台一丁目地内大池川支流)	12,892,000	8,637,000	12,500,000	株式会社ひのり	H18.10.23	13,125,000	4,056,150
29	H18.10.23	河川改修工事(都祁南之庄町地内コトエ川)	12,831,000	8,596,000	12,500,000	浜本建設こと濱本秀雄	H18.10.23	13,125,000	4,099,200
30	H18.10.23	河川改修工事(山町地内大川)	9,632,000	6,453,000	9,300,000	北尾造園土木こと北尾久次	H18.10.23	9,765,000	2,989,350
31	H18.7.26	東市小学校下水道直結工事	7,519,000	5,263,000	7,350,000	株式会社畑河設備工業	H18.8.1	7,717,500	2,191,350

これは正本である。

平成20年10月15日

奈良地方裁判所

裁判所書記官 菅 祥 行

